

令和８年度における司法書士試験（筆記試験）、簡裁訴訟代理等能力認定審査及び土地家屋調査士試験（筆記試験）で使用する試験会場の公募について

令和 7 年 1 1 月 1 7 日
東 京 法 務 局

東京都内において司法書士試験（筆記試験）、簡裁訴訟代理等能力認定審査及び土地家屋調査士試験（筆記試験）の実施を予定していることから、これらの試験で使用するための試験会場を、下記のとおり公募する。

記

第 1 試験名

- 1 司法書士試験（筆記試験）
- 2 簡裁訴訟代理等能力認定審査
- 3 土地家屋調査士試験（筆記試験）

第 2 試験日

- 1 司法書士試験（筆記試験） 令和 8 年 7 月 5 日（日）（予定）
- 2 簡裁訴訟代理等能力認定審査 令和 8 年 9 月 1 3 日（日）（予定）
- 3 土地家屋調査士試験（筆記試験） 令和 8 年 1 0 月 1 8 日（日）（予定）

第 3 試験地

東京都内

第 4 受験予定者数

- 1 司法書士試験（筆記試験）
4, 7 0 0 名程度（受験予定者数は、受験申請の受付状況により変動あり。）
受験予定者数は、令和 8 年 5 月下旬までに確定する予定である。
- 2 簡裁訴訟代理等能力認定審査
5 0 0 名程度（受験予定者数は、受験申請の受付状況により変動あり。）
受験予定者数は、令和 8 年 8 月下旬までに確定する予定である。
- 3 土地家屋調査士試験（筆記試験）
2, 4 0 0 名程度（受験予定者数は、受験申請の受付状況により変動あり。）
受験予定者数は、令和 8 年 8 月下旬までに確定する予定である。

※ 試験会場の規模は、最終的に確定した受験予定者数を条件とする。

なお、受験予定者数が大幅に減少した際には、使用する試験室を予定より少なくすることとなり、その場合は、予定借料を減額する可能性がある。

第 5 試験会場の条件

試験地内に所在する施設で、次の条件を具備している施設とする。

1 収容可能人員

(1) 司法書士試験（筆記試験）

4, 700名程度

(2) 簡裁訴訟代理等能力認定考査

500名程度

(3) 土地家屋調査士試験（筆記試験）

2, 400名程度

2 所在地

試験会場は、東京都内であって、東京法務局（東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎）から車で50分以内に到達でき、かつ、試験会場の最寄り駅（路線バスのバス停も含む。）から徒歩15分以内に到達できること。

3 各試験室の規模等

各試験室の規模は、次の(1)及び(2)の条件により算出した定員が50人から300人程度とし、試験監督員からの死角がない状態で、受験者を十分監視できる環境にあること。

(1) カンニング等の不正行為を防止する観点から、受験者の配置は、左右の席との間隔を空けることとし、3人以上の連続した机の場合には、原則として両端の2席のみを使用する。

(2) 試験監督員が巡視することができる広さの通路が確保されていること。

4 試験事務室等

試験会場内に、試験室とは別に、試験監督員の打合せ、試験問題の整理作業等を行うための試験事務室を最低1室確保できること。また、予備室を4室確保できること。

なお、試験事務室等の規模は、上記3と同様とする。

5 試験会場の環境

(1) 原則として、試験当日において、同一試験会場で他の団体が実施する各種試験等と競合しないこと及び試験室のある建物と同一建物で授業や他の団体の使用がないこと。

なお、これらの条件を満たさない場合には、その旨及び試験の実施に支障がないと考えられる事情を明らかにすること。

(2) 空調設備、放送設備及び上下フロアの物音等、試験実施の妨げとなる騒音がないこと。

(3) 試験当日、近隣において試験の適正な実施に影響を及ぼすような行事及び工事による騒音等がないこと。

(4) 部屋を施錠することができ、試験期間中設営状態を保つことができること。

6 利用時間（準備・後片付けを含む。）

施設の利用時間は次のとおりとする。

(1) 司法書士試験（筆記試験）

試験前日 午後3時頃から午後8時30分頃まで（試験室の準備、施設内の誘

導表示等の設営に必要な時間)

試験当日 午前7時頃から午後6時頃まで

※ なお、前日利用時間終了後から試験当日の利用開始までの間は、他の者等への貸出し等が行われず、設営状態が保持されている必要がある。

(2) 簡裁訴訟代理等能力認定審査

試験前日 なし

試験当日 午前9時頃から午後4時頃まで

(3) 土地家屋調査士試験（筆記試験）

試験前日 なし

試験当日 午前7時頃から午後5時30分頃まで

7 冷暖房設備

全室冷暖房の設備を有しており、室ごとに温度管理ができること。

8 空調設備

換気等が容易にできる設備を備えた施設であること。

9 身体障害者に配慮した設備

身体障害者用トイレ、エレベーター、スロープ及び車椅子を利用する者が受験することができる机等があること。

10 受験者の受付場所

試験会場内に、受付を行う際の受験者の待機場所として、広場や通路等の十分なスペースがあること。

11 実績

本件と同規模の官公庁主催の試験に係る試験会場として、施設を貸し出した実績を有すること。

12 その他

(1) 試験当日、地震、台風等の万一の事態が発生した場合には、借用時間の延長に応じられること。

(2) 冷暖房設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が試験当日に常駐していること。

(3) 駐車場（身体障害者用及び荷物搬入用を含む。）を有すること。

第6 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

第7 応募要領

1 応募期間

応募開始日：令和7年11月17日（月）

応募終了日：令和7年11月27日（木）（午後5時必着）

※ 上記期日までに、適正な全ての書類が提出されなかった場合は、本件候補地に選定される資格を失うものとする。

2 応募方法

(1) 別添の「応募申請書」、後記(2)の「企画提案書」及び提案者の概要が分かるもの（企業概要等）を、後記(3)の提出先に持参又は郵送で提出する方法による。

(2) 「企画提案書」

「企画提案書」の項目例

- ・受験予定者数についての配席案
- ・試験室、試験事務室、予備室の位置関係を含めた試験場の配置図
- ・各試験室の付帯設備の概要（空調、マイク、放送設備等）
- ・試験前日の会場設営作業が可能な時間
- ・提案に係る試験場の施設借料及び積算内容
- ・試験会場の環境
- ・試験会場としての貸与実績
- ・試験会場としての利点

※1 上記第5に掲げた各条件についての対応状況を全て盛り込むこと。

※2 作成に当たっては、日本工業規格A列4番を縦に使用して、横書きで作成し、ページ数を入れること。

(3) 提出先

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部総務課第二係

電 話 03-5213-1323（直通）

第8 採択結果

応募があった後、必要に応じて、当局から電話による確認、資料等の提出依頼、施設の下見など試験会場の調査等をする場合がある。

提案された企画提案書及び上記の調査の結果を踏まえ、上記第5の試験会場の条件を具備した施設の中から、借料、交通の利便性等、試験を実施する観点から最も適当な試験会場を審査の上、決定する。

なお、借料が、近隣の一般的な施設と比較してはるかに高い場合や、予算上借用不能である場合には、採択を見合わせることもある。

採択結果については、応募者全員に個別に連絡するものとする。

以 上

(別 添)

東京法務局 行

司法書士試験（筆記試験）、簡裁訴訟代理等能力認定考査及び土地家屋調査士試験
（筆記試験）で使用する試験会場の応募申請書

試 験 名	
提案者の所在地	
提案者の名称	
代表者の役職及び氏名	
連絡担当者 役 職 電 話 番 号 F A X 番 号	
試験会場の所在地	
試験会場の名称	
最寄り駅及び最寄り駅からの所要時間	
収容可能人員	
借 料	